

■入院時食事療養（Ⅰ）／入院時生活療養（Ⅰ）に関する事項

- 当院は、入院時食事療養及び入院時生活療養の食事に関する基準を満たしております。
- 当院は、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温にて提供しております。
- 特別食加算 1食につき76円加算
- 食堂加算 1日につき50円加算

- 入院時食事療養費の標準負担額

| 区分 | 金額 |
|---------------------------------------|-----------|
| 一般の方 | 1食につき510円 |
| 住民税非課税世帯の方 | 1食につき240円 |
| 住民税非課税世帯の方で過去1年間の入院日数が90日を超えている場合 | 1食につき190円 |
| 住民税非課税世帯に属し、かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の高齢受給者 | 1食につき110円 |